

基金情報

No. 132 平成25年1月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金
〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階
Tel 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125
ホームページ <http://www.glskkn.com>

平成24年度・主要事業概況

事 項	12月末数	対前月増減数	事 項	12月末数(累計)	
事業所数(件)	223	0	年金掛金	調定額(円) 1,138,566,886	
加入員数(人)	男子	4,252	-7	収納額(円)	1,131,929,296
	女子	2,135	5	収納率	99.42%
	計	6,387	-2	事務費掛金調定額(円)	33,035,308
平均標準給与月額(円)	男子	342,227	-82	資産運用	信託資産額(時価) 236億4,534万円
	女子	231,360	-253		修正総合利回り 3.85%
	計	305,167	-238		ベンチマーク差 -0.46%
受給者数(人)	6,410	13	慶弔金の支給件数・金額	46件72万円	
平均年金額(円)	522,460	548	年金相談件数	713件	

年金関係 老齢厚生年金の「繰上げ」制度について

特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢が生年月日により61歳から65歳に段階的に上げられることに伴い、平成25年4月より60歳から支給開始年齢到達までの間、年金の「繰上げ」受給(受給時期を早める)ができるようになります。

【基金の年金についても国同様です】

基金の年金は、国の老齢厚生年金の一部を国に代わって支給しておりますので、基金の年金の受給開始年齢についても段階的に上げとなります。これに伴い当基金においても国と同様に「繰上げ」受給制度を平成25年4月より実施いたします。

！ 「繰上げ受給」のポイント！

- 国の「老齢厚生年金」の繰上げ請求を行った場合、同時に「老齢基礎年金」も繰上げすることとなります。(基金の年金についても同時に繰上げとなります)
- 繰上げ請求した場合の年金額は、繰上げ月数に応じて、本来の年金額から一定額が減額されます。

減額率 = $0.5\% \times \text{繰上げ月数}$ (繰上げ請求月から本来の支給開始年齢到達月の前月)
(1年繰上げた場合 $0.5\% \times 12$ か月 = 6%減額、5年繰上げた場合 $0.5\% \times 60$ か月 = 30%減額)

* 「繰上げ受給」の注意点 *

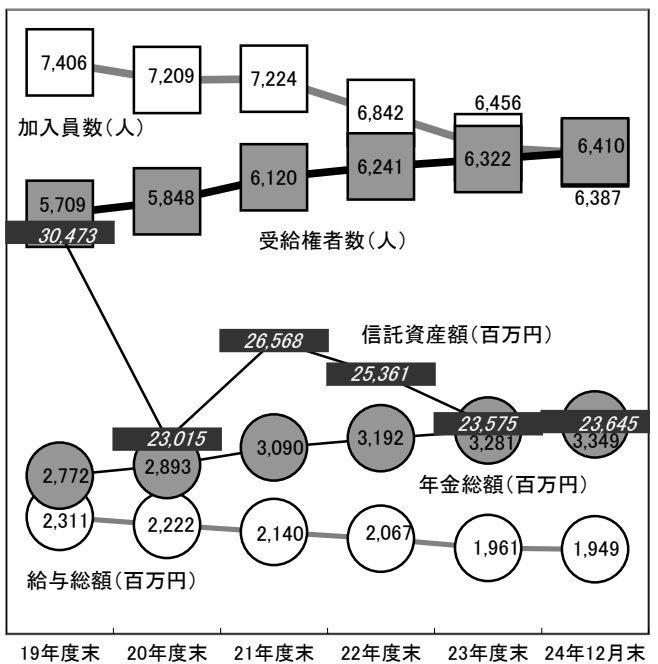
- 繰上げ請求した場合、減額された年金額は本来の支給開始年齢に到達されても減額後の年金額です。
- 繰上げ請求は、請求月からの受給となります。
(仮に、本来の支給開始年齢が61歳の方が60歳5ヵ月で繰上げ請求した場合、60歳には遡らず請求月から減額計算され請求月からの受給となります。 $0.5\% \times 7$ か月 = 3.5%の減額)
- 在職されている方が繰上げ請求された場合、減額後の年金額で在職年金のしくみが適用され、給与・賞与額により年金の一部または全額が支給停止されることがあります。
- 在職されている方が繰上げ請求を行い、本来の支給開始年齢を前に退職等により被保険者資格を喪失した場合、喪失による年金額の改定(60歳から喪失までの期間分の年金が増額)は、喪失時点ではなく支給開始年齢到達時に改定されます。
本来の支給開始年齢以後に資格喪失された場合は、次の2段階に分けて増額改定されます。
 - ① 本来の支給開始年齢到達時に60歳から支給開始年齢到達までの期間分の改定
 - ② 資格喪失時に支給開始年齢到達から喪失までの期間分の改定
- 国と基金どちらか一方の繰上げ請求はできません。繰上げ請求される場合は、国の老齢厚生年金・老齢基礎年金と基金の年金すべて繰上げ受給することとなります。

当基金の「繰上げ制度」についてのご案内について

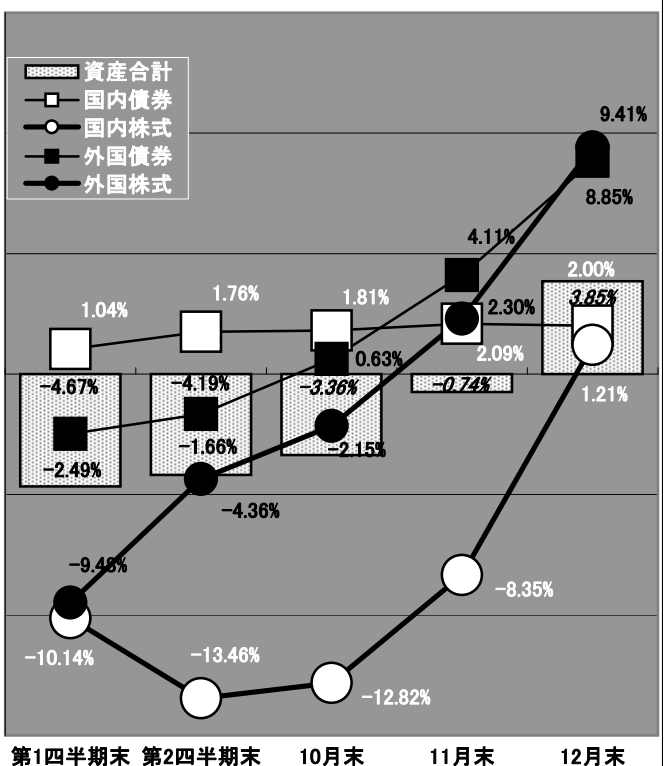
国の老齢厚生年金を繰上げ請求される場合、当基金の年金についても繰上げ請求することとなります。

当基金の繰上げ請求には国の「年金証書」の写しが必ず必要となりますので、先に年金事務所にて国の繰上げ請求を行っていただくこととなります。平成25年4月以降に支給開始年齢が段階的に上げられる方へは60歳に達する月の前月25日に当基金よりご本人様宛に「繰上げ制度」についてのお知らせをお送りいたします。(平成25年4月に60歳になられる男性の方へのお知らせは平成25年3月25日に「繰上げ制度のご案内」を発送予定となっております)

主要事業の推移



年金資産の運用状況・修正総合利回り<平成24年度>



設立事業所の異動(規約変更関係等)・12月処理

異動区分	事業所名	異動内容(新)	適用年月日
代表者変更	日本板硝子デバイス・システム(株)	一色 伸悟 氏	H24. 12. 3
名称変更	AGCオートモーティブ高橋(株)	AGCオートモーティブ・ウインドシステムズ(株)	H24. 12. 1

2月の予定

- 15日 告知書(1月分)発送
- 22日 代議員会(15時~ガラス会館)

※2月分の適用関係書類の切は3月7日です。

【慶弔金の種類】

- ◇ 弔慰金 (加入期間5年以上の加入員が死亡したとき)
- ◇ 結婚祝金 (加入期間3年以上の加入員が結婚したとき、または加入期間3年以上の女子加入員が資格喪失後3ヶ月以内に結婚したとき)

【給付金額】

- ◇ 弔慰金 (遺族へ支給)
 - 加入期間 5年以上10年未満・・・5万円
 - 加入期間 10年以上・・・10万円
- ◇ 結婚祝金 (加入員本人へ支給)
 - 加入期間 3年以上・・・1万円

【請求手続】

事業主を通じて当基金所定の請求書により請求(請求書は当基金のホームページからダウンロードできます)

【権利の消滅】

慶弔金を請求する権利は、その支給事由が発生した日から2年以内に行使しないときは消滅します

* 詳しい内容につきましては、当基金へご確認ください

年金の確実な支給のために

住所や氏名の変更があった場合、当基金や連合会へご連絡が無い場合、裁定請求書がご本人に届かず、年金支給ができないことがあります。この様なことを防ぎ、年金を確実に支給するために、ご退職される方へ住所や氏名に変更があった場合は当基金や連合会に必ずご連絡する様、お知らせ願います。

事業主の皆様、加入員の皆様にはご協力の程よろしくお願い申し上げます。(将来、連合会から年金支給される方の住所・氏名変更につきましても、当基金へご連絡いただいても結構です。)

年金相談についてのお願い

従来、電話でもお答えしておりました年金額などのご相談につきまして、個人情報保護の目的から書面にて回答させていただきます。事業所のご担当者の方など第三者の方からお問合せいただく場合には、お手数ですが委任状をご提出ください。

掛金は完納しましょう

掛金の納付は便利な口座振替をご利用ください。

毎月、月末に自動引き落としとなります。

納め忘れもなく、振込手数料もかからず手続きも簡単です。

《口座振替銀行》

みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、東京都民銀行、東京東信用金庫

このほか、りそな決裁サービスを利用することにより、他の都市銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行、信金、労金、ゆうちょ銀行、信用組合(※)、農業協同組合(※)などの金融機関からでも口座振替を行うことができます。(振替日は28日となります。)(※)一部の金融機関は除きます。

詳しくは当基金までお問合せください。

* 1月分の掛金納入期限は、平成25年2月28日となりますので、ご協力お願いいたします。

【お願い】

当「基金情報」を加入員の方々が見ただけのよう

ご配慮の方をお願いいたします

ホームページでもご覧いただけます

当「基金情報」をホームページに掲載しています

創刊号から直近号までご覧いただけます

加入員の方も職場や家庭でぜひお読みください

<http://www.glskkn.com>